

第4章 教育・保育提供区域における目標値

第1節 教育・保育の認定

保育所等の利用を希望する保護者の方に、利用のための認定を受ける必要があります。保護者から申請を受けた津南町が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で利用できる仕組みとなっています。

認定区分	対象年齢	内容
1号認定	3～5歳	幼稚園等での教育を希望される場合
2号認定	3～5歳	「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望される場合
3号認定	0～2歳	「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望される場合

第2節 教育・保育の提供区域

教育・保育の提供区域とは、市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育施設の整備の状況等を総合的に勘案して定める区域です。

町では、これらを勘案し、町全域を一つの教育・保育の提供区域とします。

第3節 教育・保育事業の量の見込みと確保方策

教育・保育の提供区域における『量の見込み』に対応するよう、確保の内容及び実施時期（確保方策）を次のとおり設定します。

用語	説明
量の見込み	教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業におけるニーズ量（需要）
確保方策	教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業における提供体制の確保数（供給）

単位：人

令和7年度（2025年度）		1号認定	2号認定		3号認定	
		3～5歳	3～5歳		0歳	1・2歳
		教育	教育	保育	保育	保育
量の見込み（利用希望総数）		0	0	128	3	54
確保方策	特定教育・保育施設（※1）	0	0	262	7	111
	確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
	地域型保育事業（※2）	0	0	0	0	0
確保量計（利用定員総数）		0	0	262	7	111

※1 保育所、幼稚園、認定こども園

※2 小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

津南町子ども・子育て支援事業計画
第4章 教育・保育提供区域における目標値

単位:人

令和8年度(2026年度)		1号認定	2号認定		3号認定	
		3～5歳	3～5歳		0歳	1・2歳
		教育	教育	保育	保育	保育
量の見込み(利用希望総数)		0	0	116	3	38
確保 方 策	特定教育・保育施設	0	0	279	8	93
	確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
確保量計(利用定員総数)		0	0	279	8	93

単位:人

令和9年度(2027年度)		1号認定	2号認定		3号認定	
		3～5歳	3～5歳		0歳	1・2歳
		教育	教育	保育	保育	保育
量の見込み(利用希望総数)		0	0	101	3	38
確保 方 策	特定教育・保育施設	0	0	268	9	103
	確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
確保量計(利用定員総数)		0	0	268	9	103

単位:人

令和10年度(2028年度)		1号認定	2号認定		3号認定	
		3～5歳	3～5歳		0歳	1・2歳
		教育	教育	保育	保育	保育
量の見込み(利用希望総数)		0	0	89	3	38
確保 方 策	特定教育・保育施設	0	0	259	9	112
	確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
確保量計(利用定員総数)		0	0	259	9	112

単位:人

令和11年度(2029年度)		1号認定	2号認定		3号認定	
		3～5歳	3～5歳		0歳	1・2歳
		教育	教育	保育	保育	保育
量の見込み(利用希望総数)		0	0	72	3	38
確保 方 策	特定教育・保育施設	0	0	240	11	129
	確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
確保量計(利用定員総数)		0	0	240	11	129

第4節 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

教育・保育の提供区域における『量の見込み』に対応するよう、確保の内容及び実施時期（確保方策）を次のとおり設定します。

1 量の見込み（事業一覧表）

事業名	単位	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)
放課後児童健全育成事業	人	80	78	71	64	62
時間外保育事業	人	14	14	14	14	14
病児保育事業	人日／年	164	164	164	164	164
一時預かり事業	人日／年	140	128	117	107	98
地域子育て支援拠点事業	人回／月	135	138	140	143	146
利用者支援事業	箇所	1	1	1	1	1
乳児家庭全戸訪問事業	人	24	24	24	24	24
妊産婦健康診査	人回／年	384	384	384	384	384
妊婦等包括相談支援事業	人回／年	72	72	72	72	72
乳児等通園支援事業	人日／年	4	4	4	4	4
産後ケア事業	人日／年	10	10	10	10	10

2 放課後児童健全育成事業

保護者が昼間家庭にいない小学生に対し、授業の終了後に適切な遊びと生活の場（小学校及び総合センター）を提供する事業です。

		単位:人				
		R7(2025)	R8(2026)	R9(2027)	R10(2028)	R11(2029)
量の見込み	1年生	22	23	17	16	18
	2年生	19	20	21	16	15
	3年生	19	14	15	16	12
	4年生	13	13	10	10	11
	5年生	5	6	6	4	4
	6年生	2	2	2	2	2
	計	80	78	71	64	62
確保方策		90	90	90	90	90

3 時間外保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間（午前7時30分～午後6時）以外の日及び時間において、保育所で保育を実施する事業です。

単位:人

	R7(2025)	R8(2026)	R9(2027)	R10(2028)	R11(2029)
量 の 見 込 み	14	14	14	14	14
確 保 方 策	0	0	0	0	20

4 病児保育事業

病気や病気の回復期にある子どもを対象に、保育所での集団保育が困難で、かつ保護者の事情により家庭で保育ができない場合に、病院や保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行う事業です。

単位:人日/年

	R7(2025)	R8(2026)	R9(2027)	R10(2028)	R11(2029)
量 の 見 込 み	164	164	164	164	164
確保方策	施設数	1	1	1	1
	延人数	960	960	960	960

5 一時預かり事業

保護者が病気、事故、出産、冠婚葬祭、介護、就労形態等により、家庭で保育ができなくなった場合に、保育所や子育て支援センターで一時的に保育を行う事業です。

単位:人日/年

	R7(2025)	R8(2026)	R9(2027)	R10(2028)	R11(2029)
量 の 見 込 み	140	128	117	107	98
確 保 方 策	240	240	240	240	240

6 地域子育て支援拠点事業

親子間等のふれあい・交流の場を開設し、子育てに関する相談、必要な情報提供や育児講座等を実施する事業です。

単位:人回/月、箇所

	R7(2025)	R8(2026)	R9(2027)	R10(2028)	R11(2029)
量 の 見 込 み	135	138	140	143	146
確 保 方 策	1	1	1	1	1

7 利用者支援事業

子育て家庭や妊娠婦が子育て支援事業等を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供を行い、関係機関との連絡調整・連携を実施する事業です。

単位:箇所

	R7(2025)	R8(2026)	R9(2027)	R10(2028)	R11(2029)
量 の 見 込 み	1	1	1	1	1
確 保 方 策	1	1	1	1	1

8 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、赤ちゃんの発育や育児に関する相談、子育てに関する情報提供を行う事業です。

単位:人

	R7(2025)	R8(2026)	R9(2027)	R10(2028)	R11(2029)
量 の 見 込 み	24	24	24	24	24

9 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、健康診査として健康状態の把握、検査計測、保健指導を行うとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

単位:人回/年

	R7(2025)	R8(2026)	R9(2027)	R10(2028)	R11(2029)
量 の 見 込 み	384	384	384	384	384

10 妊婦等包括相談支援事業

妊婦やその配偶者に対して、面談等により必要な情報提供や相談等（伴走型相談支援）を実施する事業です。

単位:回/年

	R7(2025)	R8(2026)	R9(2027)	R10(2028)	R11(2029)
量 の 見 込 み	72	72	72	72	72
確 保 方 策	72	72	72	72	72

11 乳児等通園支援事業

生後6か月から満3歳未満の未就園児を対象に、月一定時間の中で就労要件を問わず保育所を利用できる新たな通園給付事業です。

単位:人日

	R7(2025)	R8(2026)	R9(2027)	R10(2028)	R11(2029)
量 の 見 込 み	4	4	4	4	4
確 保 方 策	4	4	4	4	4

12 産後ケア事業

出産後間もない母子に対して、安心して子育てができるよう助産師等の専門職が心身のケアや育児のサポートを実施する事業です。

単位:人日/年

	R7(2025)	R8(2026)	R9(2027)	R10(2028)	R11(2029)
量 の 見 込 み	10	10	10	10	10
確 保 方 策	10	10	10	10	10